

平成30年1月9日

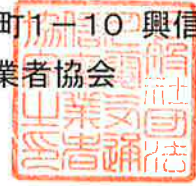
奈良県 暮らし創造部青少年・社会活動推進課 健全育成係 御中

郵便番号 101-0052

住 所 東京都千代田区神田小川町1-10 興信ビル2階

氏 名 一般社団法人電気通信事業者協会

電話番号 (03)5577-5845



「奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例骨子案」 への意見

「奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例骨子案」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当協会に加盟する携帯電話事業者の意見を当協会が代表して以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

＜2 奈良県青少年の健全育成に関する条例の改正（2）主な改正内容全般について＞

青少年インターネット環境整備法の改正に伴う、「奈良県青少年の健全育成に関する条例」（以下「奈良県条例」）の所要の規定の整備につきましては、携帯電話事業者のみならず、関係するすべての事業者にとって過度な負担がないよう、また、お客様の負荷増加に繋がることのないよう、ご配慮いただきますようお願いいたします。

また、スマートフォンの普及に伴い、インターネットの利用における青少年を取り巻く問題は多種多様化しており、フィルタリングの更なる促進はもちろんのこと、利用者または保護者自らの情報の取得、及びインターネットリテラシーの向上がより一層重要となってくることからも、私ども事業者はもとより、ご家庭の方々、及び各自治体の方々を含めた社会全体の協力が重要であると認識しております。官民で協力して青少年の健全育成を促進すべく、奈良県様におかれましては、このような取り組みをご支援いただくとともに、保護者および青少年の方々への更なるリテラシー教育・啓発活動の推進をお願いいたします。

＜2 奈良県青少年の健全育成に関する条例の改正（2）主な改正内容③、④および⑤について＞

青少年インターネット環境整備法の改正内容については、従来のフィルタリングサービスの提供に係る義務に加え、フィルタリングの有効化措置に係る義務が新たに規定されたところです。前者は、フィルタリングサービスを利用するか否かの判断を、保護者の判断により的確に行って頂くことにより、安易にフィルタリングの不要の申出を行うことのないよう、フィルタリングを不要とする場合の手続き（理由書の提出等）を奈良県条例にて補完的に定められているものと

理解しております。後者は、既にフィルタリングの利用を申し込まれた保護者に対して、フィルタリングサービスの利用にかかる有効化(設定)作業を、通信契約の申込みと同タイミングにて行うことが新たに義務付けられ、青少年によるフィルタリングの利用を一層確実にするためのものであると理解しております。仮に、保護者がこのような有効化措置を希望しない場合は、保護者自らが自身の責任においてその後適切に有効化措置を行うことを確認することにより、改正法の主旨を補完することが可能ではないかと考えております。

なお、フィルタリング不要の申出及び、有効化措置不要の申出の際に提出する書面につきましては、電磁的な手段によるものについても今回の改正により可能となり、保護者、利用者の契約手続きにおける長時間拘束の緩和、個人情報の取得管理の強化等、お客様の利便性向上に役立つものと考えております。

以 上